



岸 勝利氏

平成22年より人権に関する相談対応や啓発活動に取り組んでいます。関係機関と連携しながら、子どもから大人まで誰もが安心して暮らせるよう、一人ひとりの声に丁寧に寄り添い、問題解決の支援に努めています。

“一人ひとりの声に耳を傾け、尊厳を守る” 人権擁護委員の活動

人権擁護委員について教えてください

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の有識者で、人権に関する相談を受け付け、問題解決の支援や人権啓発活動を行うボランティアです。全国で約1万4千人の人権擁護委員が市区町村に配置されており、地域の実情に詳しい住民や各分野の専門家が就任しています。この制度は市民の人権を守るための重要な役割を果たしています。
国立市には5名の人権擁護委員がいます。

人権擁護委員についてたきつけを教えてください

市の担当者から、突然お電話をいただき「人権擁護委員として推薦がありましたので、お引受けいただけませんか」とお話がありました。人権擁護委員制度があることは、以前から知っていましたが、業務内容までは詳しく把握しておらず、市内にはもつと相応しい方がいるのではないかと考え、最初はお断りしました。
しかし、数日後に再度ご連絡をいただき、「人権に関する相談を担う役割である」と説明をうけました。これまで心理相談等に長く関わってきた経験から、少しでもお役に立てるのではないかと思いい、お受けすることにしました。

活動している中で意識している事を教えてください

主な活動は、人権相談、人権侵犯に関する調査・救済、人権啓発活動になります。人権相談は市役所、東京法務局府中支局、東京法務局において、面接、電話、インターネット、こどもの人権ミニレター等により、問題解決のお手伝いをしています。相談を受けた人権擁護委員で解決できないときは、専門家や法務省職員と連携しています。相談に訪れた方が、「相談してよかった」という印象を持つていただけるよう丁寧に対応し、研鑽を積み重ねています。

活動して印象に残っている事を教えてください

人権啓発活動の一環として、小・中学・高校への人権教室や小学校での人権の花運動、人権メッセージ、中学生の人権作文等の活動があります。もう数年前になりますが、『全国中学生人権作文コンテスト』において、国立市内の中学校の生徒さんが、最優秀作品に選出され、私たちが推薦した市代表の作品が最高賞を受賞されたことは、特に印象深く、大変喜ばしく受け止めました。

今後の人権擁護委員について教えてください

より相談しやすい形態はどうすればよいのか、あれこれ検討しながら、

地域の皆様からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いを進めてまいります。人権啓発活動にも力を注ぎ、学校だけでなく、幼稚園・保育園、社会福祉施設従事者や利用者の方々にも出前人権教室を行い、地域の皆さんに、人権について関心を持っていただけるよう進めていきたいと思っています。

その他ございましたら、お願いします

世界や社会を見ますと、法による支配の大原則が破棄され、力による紛争を一方的に起こす等、調和と多様性を認め合う社会体制が崩れてきています。インターネットの普及により、新たな人権課題も増えています。人権尊重の理念のもとに、共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められています。



▲人権啓発イベントの様子